

**白里海岸拠点施設の整備・運営に関する民間活力導入可能性調査業務
事業者選定プロポーザル審査会設置要領**

(設置)

第1条 道の駅の整備・運営に関する民間活力導入可能性を調査する最も適した者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、「白里海岸拠点施設の整備・運営に関する民間活力導入可能性調査業務事業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること。
- (2) その他審査会で協議することが必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務課長
- (3) 建設課長又は建設課主査職以上の職員
- (4) 財政課長又は財政課主査職以上の職員
- (5) 都市整備課長又は都市整備課主査職以上の職員
- (6) 農業振興課長又は農業振興課主査職以上の職員
- (7) 商工観光課長又は商工観光課主査職以上の職員
- (8) 企画政策課長
- (9) 企画政策課副課長
- (10) 大網白里市道の駅整備検討委員会委員長又は副委員長

(審査員の任期)

第4条 審査員の任期は、当該要領廃止の日までとする。

(審査員長)

第5条 審査会の審査員長は副市長とする。

- 2 審査員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 審査員長に事故あるときは、審査員長があらかじめ指名する審査員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、審査員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、審査員以外の者に対して審査会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 審査会の議事は、出席審査員の過半数を持って決するものとし、可否同数の時は審査員長が決するところによる。
- 5 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画政策課において処理する。

(守秘義務)

第8条 審査員は、審査会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査員長が審査員に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年3月10日から施行する。
- 2 この要領は、受託候補者との契約締結が完了した日をもって廃止する。